

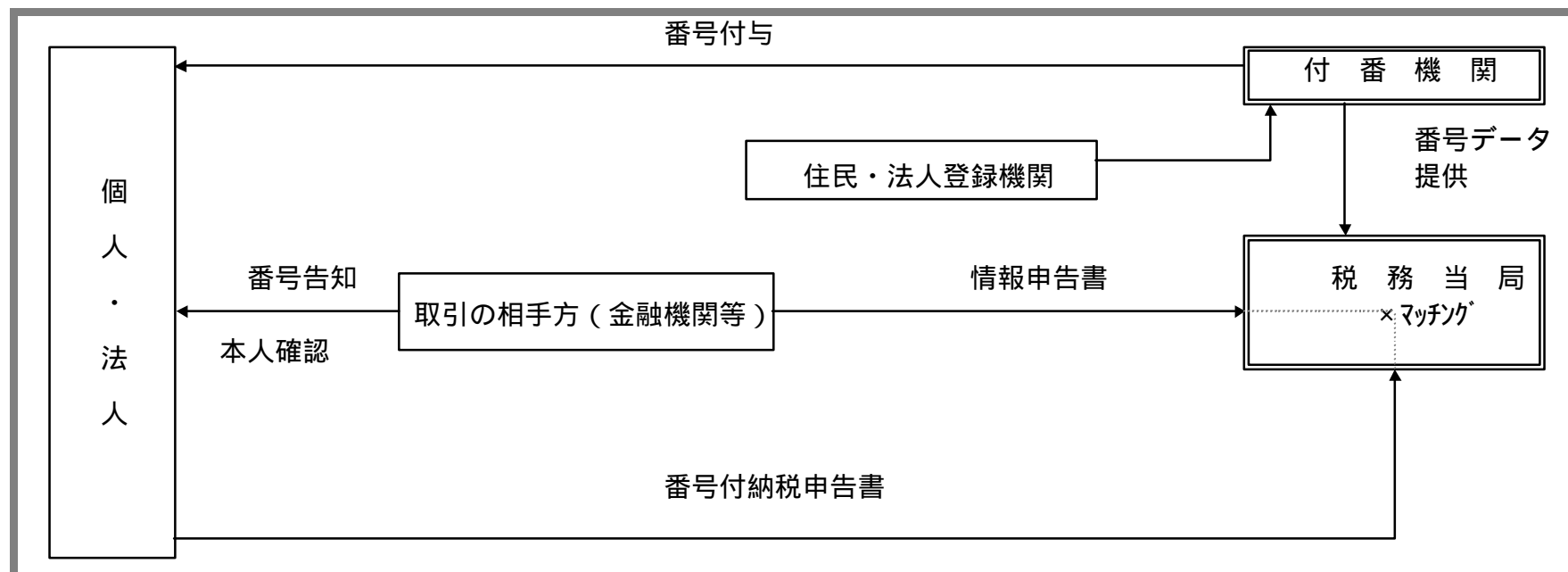
資 料

- ・ 納 税 者 番 号 制 度
- ・ 環 境 問 題 へ の 対 応
- ・ 電 子 商 取 引 と 税 制

目 次

(納税者番号制度)	
・ 納税者番号制度の仕組み	1
・ 主要国における納税者番号制度の概要 (未定稿)	2
・ 個人納税者のケース (納税者番号制度のイメージ) (未定稿)	3
・ 納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト (イメージ)	4
・ 電子化・情報化と納税者番号制度	5
・ 個人情報保護に関する政府の取組み	6
・ 納税者番号制度とタックス・コンプライアンスの観点 (未定稿)	7
・ 個人付番方式の比較	8
・ 納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較 (未定稿)	9
・ わが国税制の現状と課題 (税制調査会中期答申要約 - 抄 -)	10
(環境問題への対応)	
・ 地球温暖化問題の経緯	12
・ 環境政策としての各手段の比較 (主として地球温暖化対策の観点から)	13
・ わが国の税制と環境との関わり	14
・ E U 諸国等における C O 2 税の概要 (未定稿)	15
・ 近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み (未定稿)	16
・ 汚染者負担の原則 (P P P) について	17
・ わが国税制の現状と課題 (税制調査会中期答申要約 - 抄 -)	18
(電子商取引と税制)	
・ わが国におけるインターネットの普及状況	19
・ 電子商取引の市場規模	20
・ 電子商取引の発展と税制との関わり	21
・ O E C D 等における検討課題 (主なもの)	22
・ 電子商取引に係る課税の概要 (消費税)	23
・ 消費税と小売売上・利用税 (米国) の違い	24
・ (米國小売売上・利用税)	25
・ (参考：インターネット・タックス・フリーダム・アクトについて)	26
・ 「電子商取引：課税の基本的枠組」 (平成10年10月 O E C D 租税委員会報告書)	27
・ I T 革命の経済・金融面への影響 (G 7 蔵相から首脳への報告 (要約))	28
・ わが国税制の現状と課題 (税制調査会中期答申要約 - 抄 -)	29

納税者番号制度の仕組み



個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。

付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。

個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知しなければならない。

金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。

納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。

税務当局は、

イ）情報申告書を納税者毎に名寄せ

ロ）情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）

ハ）マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

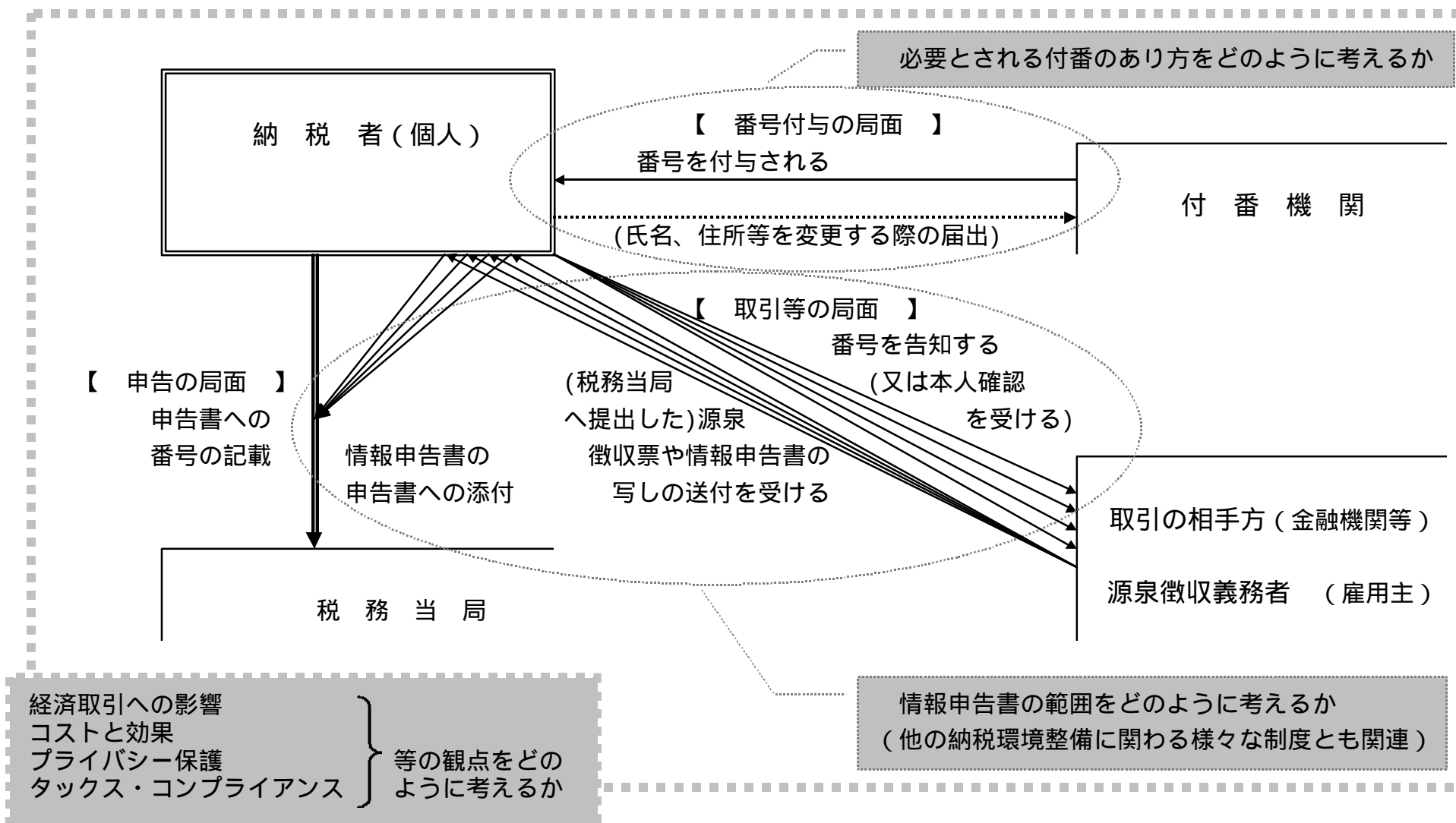
（注１）（株式等の有価証券の）取得価額を（納税者番号）制度により把握することには限界があるので、同制度を利用して有価証券譲渡益を自動的に把握することは困難である。【納税者番号等検討小委員会報告（昭和63年12月）】

（注２）事業所得を完全に把握するためには、売上げ又は仕入れ等に関する取引の全てを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは、現実には困難であろう。【同上】

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 （1998年現在）	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金等	約3億8,100万人 （累積数） （1997年現在）	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 （累積数） （1997年現在）	3,030万人	人的資源 開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード （10桁）	税務、年金、住民管理、 諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード （10桁）	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国 税 庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード （11桁）	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	443万人	登 録 庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、旅券 の発給等	全住民	4,643万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード （1文字8数字）	税務、年金、車両登録 等	全住民	387万人	内 務 省 国家登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード （文字及び数字 の組合せ）	税務、諸許認可等	約5,000万人 （1997年現在）	5,852万人	財 政 省	納税者登録及び 納税義務者の納 税番号に関する 大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード （9桁）	税務、所得保障等	約1,250万人 （1996年現在）	1,875万人	国 税 庁	1988年度税制 改正法	1989年

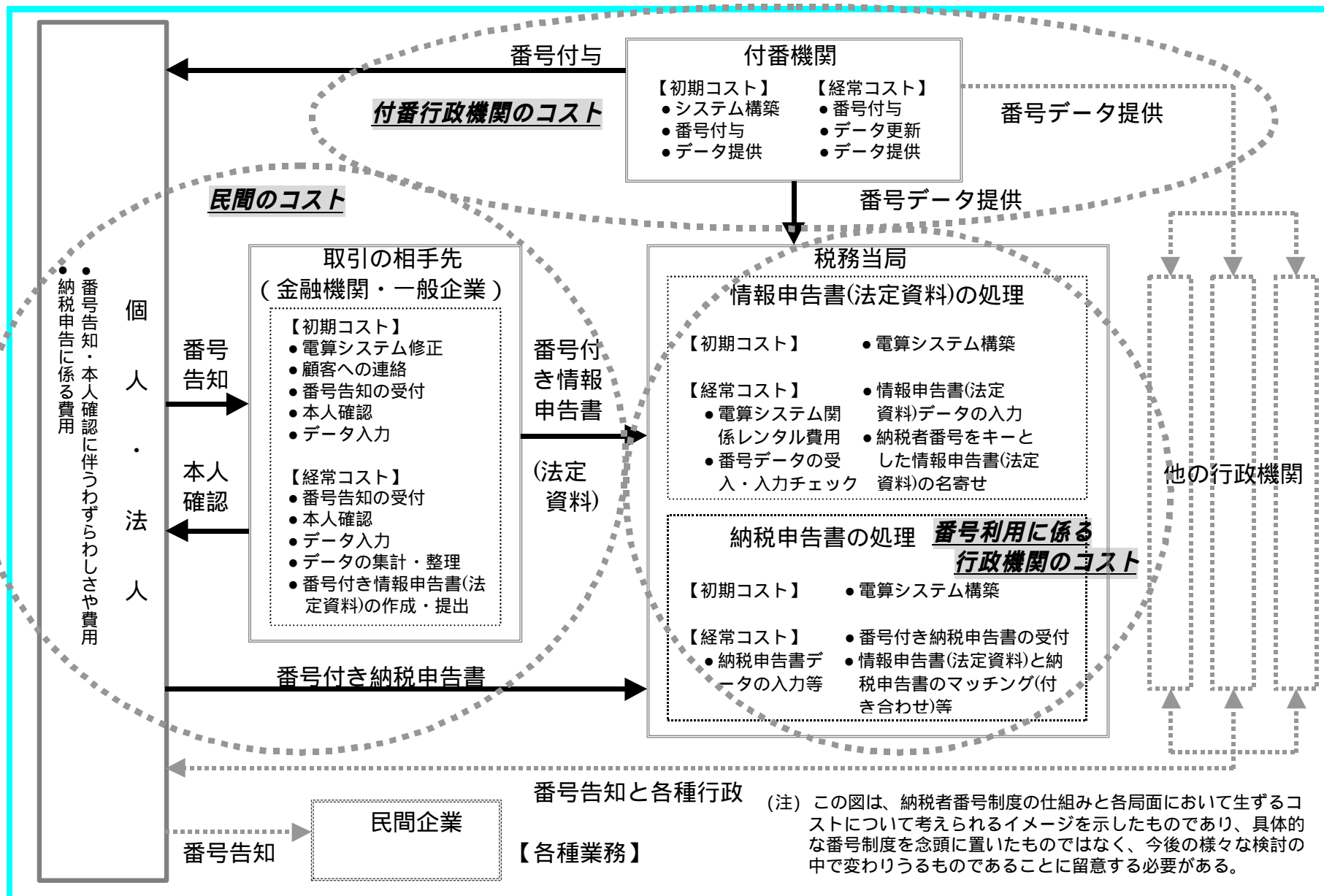
個人納税者のケース（納税者番号制度のイメージ）



（注１）この図においては、付番機関から税務当局への番号提供、取引の相手方等による番号付きの情報申告書の税務当局への提出、税務当局の行う情報申告書の納税者後との名寄せ・情報申告書と納税申告書の記載内容の突合（マッチング）、納税申告書の内容が適正でない場合の調査 等については、省略されている。

（注２）この図は、納税者番号制度において個人納税者に関する事柄について特定して表示したものであるが、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



電 子 化 ・ 情 報 化 と 納 税 者 番 号 制 度

（ 経 済 社 会 情 勢 の 変 化 ）

- ・ 番号利用の一般化（カード社会）
- ・ 行政による全国一連の番号の整備
（基礎年金番号、住民票コード）
- ・ 経済取引のグローバル化（国境間の資金移動）
- ・ 金融システム改革（商品間の資金移動）
- ・ 電子商取引（納税者 取引の相手方等）
- ・ 電子申告（納税者 課税当局）

電子化・情報化が急速に進展する経済・社会

（ 考 え ら れ る 論 点 ― 例 示 ― ）

- ・ 国境・金融商品の枠を超えた資金の移動（利益のつけかえ）が容易に 租税回避行為が容易になるおそれ
- ・ 電子商取引、電子申告等の一般化 取引等における本人確認の必要性の高まり
- ・ （特に金融の場における）番号利用の一般化、ペイオフ等 本人確認とプライバシー保護の議論が更に一般的に

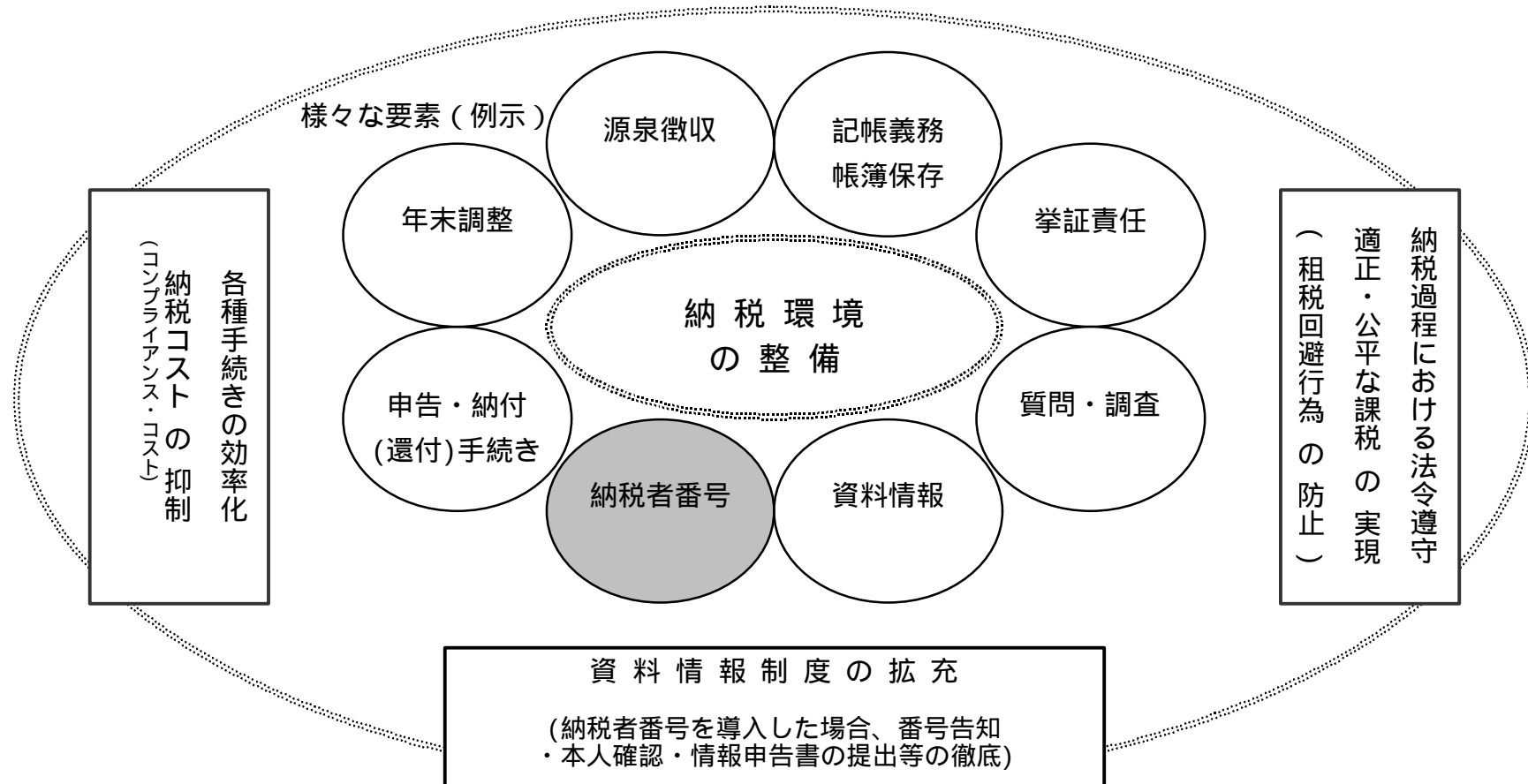
納税者番号制度に関する検討においても考慮する必要

個人情報保護に関する政府の取り組み

- 昭和 63 年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布
- (平成 10 年 3 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」国会提出)
- 平成 10 年 11 月 高度情報通信社会推進本部(本部長:小淵内閣総理大臣)「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を本部決定。個人情報保護に関して、「民間における自主的取り組みを推進するとともに、法律による規制も視野に入れた検討を行って行く必要」と言及
- (平成 11 年 6 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」、衆議院を通過。法案修正がなされ、附則部分に「2 この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」の一項が追加)
- 平成 11 年 7 月 内閣・高度情報通信社会推進本部、「経済・社会の急激なネットワーク化が進展する中での個人情報保護のあり方について検討」するため、個人情報保護検討部会(座長:堀部政男中央大学法学部教授)の設置を本部長決定。
- (平成 11 年 8 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」参議院において可決・成立→公布)
- 平成 11 年 10 月 三党連立政権、「政治・政策課題合意書」において「個人情報保護のための包括的なシステムの整備...を図る」旨を合意
個人情報保護検討部会、「個人情報の保護について(骨子・座長私案)」を公表
- 平成 11 年 11 月 個人情報保護検討部会、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」を了承
- 平成 11 年 12 月 高度情報通信社会推進本部、「『...部会中間報告』」を最大限尊重し、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的検討を進める。」との本部決定
- 平成 12 年 1 月 高度情報通信社会推進本部、「我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた法制的な観点からの専門的な検討を行う」ため、個人情報保護法制化専門委員会(委員長:園部逸夫立命館大学大学院客員教授、前最高裁判所判事)の設置を本部長決定
- 平成 12 年 6 月 個人情報保護法制化専門委員会、「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」を公表
- 平成 12 年 10 月 個人情報保護法制化専門委員会、「個人情報保護基本法制に関する大綱」を公表

納税者番号制度とタックス・コンプライアンスの観点（未定稿）

タックス・コンプライアンス（Tax Compliance：税制への信頼と納税過程における法令遵守）
（納税者や源泉徴収義務者等の関係者の観点）



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・国民年金法施行規則（厚生省令）	・住民基本台帳法
付番機関	・社会保険庁	・市町村 （都道府県又は全国センターにおいても管理）
付番対象者	・公的年金加入者等（外国人も含む）	・居住者（外国人を除く）
保有情報	・番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、 公的年金加入情報 （注）住所の変更は、本人の届出による	・コード + 氏名、住所、性別、生年月日 等
他の行政機関に 提供される情報	・なし	・コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情 報（変更年月日・理由）
番号カード	・なし	・本人の申請により発行 （注）住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は自治省令において規定
目的	・公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上（年金相談・年金裁定）	・住民基本台帳事務の簡素化・効率化 （転入・転出事務等） ・国の行政機関等への情報提供 （法令上明確に規定された分野に利用を限定）
プライバシー 保護規定	・個人情報保護法	・法律による厳格な保護措置 ・附則修正：「この法律の施行に当たっては、政府は、 個人情報保護に万全を期するため、速やかに、 所要の措置を講ずるものとする。」 旨の規定が加えられた
民間での利用	・加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・民間による利用を禁止
検討・実施 状況	8年4月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10月 付番対象者確認 12月 番号通知 9年1月 実施	8年3月 研究会最終報告 7月～10月 自治大臣懇談会 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11年6月 同法案、衆議院通過（附則一部修正） 8月 参議院において可決・成立 → 公布

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

	年金番号方式（基礎年金番号）	住民基本台帳方式（住民票コード）
メリット	- 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないかと。 - 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 （← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要。）	- 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 - 住民票コードについて法律上の根拠がある（住民基本台帳法で規定）。
デメリット	- 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る（注） （← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないかと。） - 基礎年金番号について法律上の根拠がない（厚生省令で規定）。	- 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面では活用できない。 - 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないかと。 （← 身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないかと。）

（注）基礎年金番号は、公的年金加入者等（外国人も含む）が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

(要 約) ―抄―

第二 個別税目の現状と課題

六 その他の諸課題

1. 納税者番号制度

- 納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現、税務行政の効率化・高度化、さらには、納税者の税制への信頼の向上にも資するものです。
- 近年、番号利用の一般化、行政における全国一連の番号の整備、国際化・電子化の進展など、納税者番号制度をめぐる諸状況の変化が見られます。
- 課税方式の議論との関連において、納税者番号制度の導入は、利子所得などを含めた総合課税化の前提条件となり、個人所得課税の課税方式の選択の幅を広げます。
- タックス・コンプライアンス（税制への信頼と納税過程における法令遵守）の向上に寄与することが、納税者番号制度の重要なメリットであり、資料情報制度などの納税を支える他の諸制度のあり方とも併せて検討を行っていくことが必要です。
- 納税者番号制度の導入時のコストは、民間・行政の双方で相当な規模となり、特に、民間において相当程度のコストが新たに生じることが避けられません。また、資金シフトなどの経済取引への影響を踏まえると、制度の対象範囲はできる限り広くすることが求められ、その分、コストは大きなものになります。
- プライバシー保護の問題に関しては、民間における個人情報の不正売買などの危険性があり、今後の個人情報保護の基本法制の検討などの推移を見守っていく必要があります。不正アクセス防止の技術的方策などの検討も重要です。

- 納税者番号制度は、国民生活全般に大きな影響を及ぼすものであり、その導入については、国民の理解と協力が不可欠です。したがって、制度の意義、様々な論点について、今後、国民の間で更に議論が深まることを期待するとともに、全国一連の番号の整備をはじめとした諸状況の進展を踏まえながら、その導入について検討を進めていく必要があります。